

福岡県公報

平成21年3月13日
第2942号

目次

告示(第441号-第467号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	8

宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)	8
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	8
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	8
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	9
市街地再開発組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	9
公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
道路の区域の変更	(道路維持課)	10
道路の供用の開始	(道路維持課)	11

公告

第37回採石業務管理者試験の追加合格者の発表	(工業保安課)	11
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保健衛生課)	11
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	13
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	14
意見募集の結果の公示	(警察本部駐車対策課)	14
意見募集の結果の公示	(建築指導課)	14
監査委員			
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	14
公安委員会			
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	18

告示

福岡県告示第441号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
 遠賀郡遠賀町大字尾崎1619-1、1609-6、1619-4及び1619-5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 北九州市八幡東区前田2丁目6-10
 濱村産業株式会社 代表取締役 濱村 富士子

福岡県告示第442号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。
 平成21年3月13日
 福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
 大牟田市大字倉永字堀土居1527-1、1527-5、1527-6、1533-4及び1533-5
 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 福岡市中央区渡辺通1丁目1番1号
 相光石油株式会社 代表取締役 大山 弘

福岡県告示第443号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。
 なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。
 平成21年3月13日
 福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日
 平成21年3月2日
 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名称 トリアス久山イーストゾーン(1)
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
7,060平方メートル	7,497平方メートル

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外	609.7	福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外	633.7

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外	142.8	福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外	146.6

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
ピーター・アンド・アソシエイツ株式会社	午前10時	午後9時	午前10時	午後9時
株式会社チヨダ	午前10時	午後9時	午前10時	午後9時
レイクサイドホテル久山株式会社 外	午前10時	午後9時	午前10時	午後9時
未定	-	-	午前6時	午前0時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前	変 更 後

出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
11	福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外	9	福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の位置	時間帯	
	変更前	変更後
増築店舗北側（新設）	-	午前10時から午後6時まで

福岡県告示第444号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年3月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 トリアスク山ウエストゾーン（1）

(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
40,452平方メートル	43,271平方メートル

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	2,591	福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	2,547

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	161	福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	170

(3) 荷捌き施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）	荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	2,470.03	福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	2,756.58

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）	廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	450.51	福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	492.79

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
コストコホールセールジャパン株式会社	午前10時	午後9時	午前10時	午後9時

株式会社ナフコ	午前8時	午後9時	午前8時	午後9時
株式会社ファミリーマート	24時間		24時間	
株式会社ドラッグイレブン 外	午前10時	午後9時	午前10時	午後9時
未定	-	-	午前6時	午前0時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
27	福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外	26	福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の位置	時間帯	
	変更前	変更後
新設店舗西側（新設）	-	午前6時から午後10時まで
新設店舗南側（新設）	-	午前6時から午後10時まで

福岡県告示第445号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字長者原字屋敷ノ前498 - 10並びに字池ノワキ540 - 1及び540 - 5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市下大利団地4番1号
社会福祉法人 五豊会 理事長 豊永 せつ子

福岡県告示第446号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
太宰府市大字太宰府字大原524の58、524の59
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第447号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成21年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 新現役の会ちくごセンター

(2) 代表者の氏名

江上 憲一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市東町495番地1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これからの人生を新たな現役として活動する人々が、地域貢献事業に関する支援事業を行い、地域課題解決に寄与することを目的とする。

福岡県告示第448号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人 X S E G

(変更後) 特定非営利活動法人 space time

(2) 代表者の氏名

井上 博之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南4丁目19番5 - 507号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、表現活動に関わる人々等の生き残り、育成を模索し、高度に情報化

したシステムを販売戦略に活用することにより経済活動の活性化、ひいては起業家支援や雇用の創出に寄与することを目的にする。

福岡県告示第449号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字芥屋字芥屋1231番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市大字加布里579 - 1アーベイン宮西B101

柴田 宗幸

福岡県告示第450号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市前原西4丁目1151番6、1152番、1154番1、1151番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区曙1丁目6番18号

大隈 彰道

福岡県告示第451号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1610号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1609号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1618号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第454

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1616号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1615号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1614号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1613号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1612号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1611号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第460号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

免 許 番 号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処 分 内 容
福岡県知事 (1)第15728号	福岡市博多区祇園町3 - 6 株式会社ゆき 代表取締役 富永 準一郎	宅地建物取引業務の全部の停止（平成21年3月16日から平成21年7月15日までの4ヶ月間）

福岡県告示第461号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
九光石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県田川郡福智町赤池1098 - 6
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成21年2月1日

福岡県告示第462号

福岡市金武西土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
牛 尾 澤太郎	福岡市西区大字金武284番地1
三 角 正 弘	” ” 1180番地

牛尾俊幸	"	"	608番地1
藤崎正一	"	"	1154番地8
典略徳信	"	"	1044番地

2 退任監事

氏名	住所		
宮竹信行	福岡市西区大字金武223番地		
山北文夫	"	"	289番地

3 就任理事

氏名	住所		
牛尾澤太郎	福岡市西区大字金武284番地1		
三角正弘	"	"	1180番地
牛尾俊幸	"	"	608番地1
藤崎正一	"	"	1154番地8
典略徳信	"	"	1044番地
牛尾徳弘	"	"	555地2
山北一正	"	"	586番地
牛尾武司	"	"	259番地

4 就任監事

氏名	住所		
宮竹信行	福岡市西区大字金武223番地		
山北文夫	"	"	289番地

福岡県告示第463号

解散した清算法人福岡市せふり土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所		
鶴田学	福岡市早良区大字椎原157番地1		
梶原重治	"	"	小笠木555番地
結城與志基	"	"	542番地
中嶋征三	"	"	1187番地3
眞子利雄	"	"	大字板屋328番地2
眞子清美	筑紫郡那珂川町西隈二丁目5番32号		
中嶋恒重	福岡市早良区大字椎原659番地5		
中島節夫	"	"	427番地
吉岡康男	"	"	804番地3
後藤清子	"	"	1105番地
鶴田昇	"	"	751番地8
中島嘉門	"	"	1124番地
鶴田善仁	"	"	大字椎原1121番地
鶴田吉光	"	"	1168番地5
鶴田正人	"	"	1230番地
鶴田信義	"	"	1418番地1

福岡県告示第464号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
西小倉駅前第一地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間

平成19年12月から平成23年12月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区室町二丁目77 - 1の全部、77 - 2の全部、78 - 1の全部、78 - 2の全部、79の全部、80の全部、81の全部、82の全部、83の全部、84の全部、85の全部、86の全部、129 - 3の全部、129 - 4の全部、130 - 1の全部、130 - 2の全部、130 - 3の全部、130 - 4の全部、130 - 5の全部、130 - 6の全部、130 - 7の全部、130 - 8の全部、130 - 9の全部、130 - 10の全部、130 - 11の全部、114の一部、129 - 2の一部及び無番地の一部

4 事務所の所在地

(変更前) 北九州市小倉北区室町二丁目6番1号
 (変更後) 北九州市小倉北区室町二丁目11番4号

5 設立認可の年月日

平成19年11月22日

6 定款の変更の認可の年月日

平成21年3月4日

福岡県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構小石原川ダム建設所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（河川測量、水準基標（新点）設置）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県朝倉市大字佐田地内	平成21年2月18日

福岡県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
行 橋	県 道	大久保 犀 川 線	前	京都郡みやこ町犀川大坂1708番1先から同郡同町犀川大坂1715番1先まで	8.0 ~ 12.0	24.0	
			後	同上	10.0 ~ 15.0	24.0	
前 原	県 道	前 富 原 士 線	前	前原市大字多久1097番2先から同市大字多久1097番2先まで	9.0 ~ 13.0	37.0	
			後	同上	9.0 ~ 9.5	37.0	
八 女	一 般 国 道	442 号	前	八女市津江532番2先から同市納楚757番1先まで	11.1 ~ 32.8	565.4	
			後	同上	12.0 ~ 32.8	565.4	

			後	同上	12.4 ~ 31.0	2,064.9	うち一般 国道3号 重用延長 836.2m
--	--	--	---	----	-------------------	---------	--------------------------------

福岡県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	津和崎線 潤	前原市大字泊1276番1先から 同市大字泊171番5先まで

公 告

公告

第37回採石業務管理者試験（平成20年10月10日実施）の追加合格者を次のように発表する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

合格者受験番号

3	26	50
---	----	----

公告

「福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン（仮称）（案）」について、次のとおり意見を募集します。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成21年2月24日から平成21年3月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア タイヤ（四輪自動車用）

種類及び数量の詳細については仕様書による。

イ タイヤ（二輪自動車用）

種類及び数量の詳細については仕様書による。

ウ バッテリー（四輪及び二輪自動車用）

種類及び数量の詳細については仕様書による。

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月26日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A、B
06	02	オートバイ、自転車	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) アの入札については、福岡県内に本店、支店、又は営業所等を有する事業者であること。

イ、ウの入札については、福岡県内に本店、支店又は事業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2590

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年3月13日（金）から平成21年3月23日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年3月13日（金）から平成21年3月23日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年3月26日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時
ア 平成21年3月27日（金）午後1時15分
イ 平成21年3月27日（金）午後1時30分
ウ 平成21年3月27日（金）午後1時45分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業

者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
キャッシングエース 重松 優	福岡市博多区博多駅前4丁目31-1 グランピア博多駅前301号	福岡県知事 (1)第08575号 平成20年5月15日	平成21年2月27日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の4第1項

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
クローバー 石井 利征	福岡市博多区博多駅前2丁目5-10 内山博多駅前ビル10階	福岡県知事 (2)第08223号 平成19年7月15日	平成21年2月28日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の6第1項第1号
アクセス 渡 大介	福岡市博多区博多駅東3丁目5-16 -303号	福岡県知事 (1)第08444号 平成18年11月15日	同上	同上

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、「パーキング・メーター作動手数料の収納方法を定める規則を廃止する規則（案）」に

ついて平成20年10月6日から同年11月4日までの間、意見公募を実施したところ意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月13日に公布しました。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

福岡県警察本部駐車対策課

電話：092 - 641 - 4141（内線5278）

公告

福岡県建築基準法施行細則の一部改正及び福岡県総合設計許可要綱の改正について、平成20年12月16日から平成21年1月16日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月11日に公布及び設定しました。

平成21年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

建築都市部建築指導課企画係

電話 092 - 643 - 3720

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

監査委員

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を行政経営企画課等39か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年3月13日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文

同 進 谷 庸 助

同 伊 藤 龍 峰

同 野 田 栄 市

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁及び出先機関、教育委員会並びに警察本部の39機関
 (2) 監査対象期間：平成20年6月1日又は平成20年7月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施日：平成20年11月6日～平成21年1月28日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
行政経営企画課	平成20年6月1日から 平成20年12月10日まで	平成20年12月10日
県民情報広報課	平成20年6月1日から 平成20年12月10日まで	平成20年12月10日
私学学事振興局	平成20年6月1日から 平成20年11月6日まで	平成20年11月6日
総合政策課	平成20年6月1日から 平成20年12月12日まで	平成20年12月12日
高齢者支援課	平成20年6月1日から 平成20年11月6日まで	平成20年11月6日
介護保険課	平成20年6月1日から 平成20年12月12日まで	平成20年12月12日
労働政策課	平成20年6月1日から 平成20年11月12日まで	平成20年11月12日
職業能力開発課	平成20年6月1日から 平成20年11月12日まで	平成20年11月12日
人権・同和対策局	平成20年6月1日から 平成20年11月13日まで	平成20年11月13日
監視指導課	平成20年6月1日から 平成20年11月13日まで	平成20年11月13日
自然環境課	平成20年6月1日から 平成20年11月18日まで	平成20年11月18日
中小企業振興課	平成20年6月1日から 平成20年11月19日まで	平成20年11月19日
中小企業経営金融課	平成20年6月1日から 平成20年11月19日まで	平成20年11月19日
企業立地課	平成20年6月1日から 平成20年11月18日まで	平成20年11月18日
団体指導課	平成20年6月1日から 平成20年11月20日まで	平成20年11月20日
農村整備備課	平成20年6月1日から 平成20年11月20日まで	平成20年11月20日
林業振興課	平成20年6月1日から 平成20年12月2日まで	平成20年12月2日

県土整備	総務課	平成20年6月1日から 平成20年12月2日まで	平成20年12月2日
用地	課	平成20年6月1日から 平成20年12月3日まで	平成20年12月3日
砂防	課	平成20年6月1日から 平成20年12月3日まで	平成20年12月3日
都市計画	課	平成20年6月1日から 平成20年12月4日まで	平成20年12月4日
住宅計画	課	平成20年6月1日から 平成20年12月4日まで	平成20年12月4日
北九州西	県税事務所	平成20年7月1日から 平成21年1月23日まで	平成21年1月23日
田川	県税事務所	平成20年7月1日から 平成21年1月27日まで	平成21年1月27日
久留米	県税事務所	平成20年7月1日から 平成21年1月14日まで	平成21年1月14日
筑後	県税事務所	平成20年7月1日から 平成21年1月22日まで	平成21年1月22日
行橋	県税事務所	平成20年7月1日から 平成21年1月9日まで	平成21年1月9日
消防	学校	平成20年7月1日から 平成21年1月28日まで	平成21年1月28日
筑後	農林事務所	平成20年6月1日から 平成20年11月28日まで	平成20年11月28日
農業	大学	平成20年6月1日から 平成20年11月14日まで	平成20年11月14日
農業総合	試験場豊前分場	平成20年6月1日から 平成20年11月26日まで	平成20年11月26日
農業総合	試験場筑後分場	平成20年6月1日から 平成20年11月21日まで	平成20年11月21日
筑後	家畜保健衛生所	平成20年7月1日から 平成21年1月7日まで	平成21年1月7日
有明	海研究所	平成20年6月1日から 平成20年12月18日まで	平成20年12月18日
教職	職員課	平成20年6月1日から 平成20年12月5日まで	平成20年12月5日
義務	教育課	平成20年6月1日から 平成20年12月5日まで	平成20年12月5日
組織	犯罪対策課	平成20年6月1日から 平成20年11月11日まで	平成20年11月11日
駐車	対策課	平成20年6月1日から 平成20年11月11日まで	平成20年11月11日

警	備	課	平成20年6月1日から 平成20年11月11日まで	平成20年11月11日
---	---	---	------------------------------	-------------

2 監査の主眼

今回の監査は、行政経営企画課等39機関における旅費等9支出目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第64号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成21年3月13日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種免許及び大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成21年4月13日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル「福岡県指定自動車学校協会」
平成21年4月14日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル「福岡県指定自動車学校協会」
平成21年4月15日（水曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地 5 おんが自動車学校
平成21年4月16日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市東区舞松原1丁目14番1号 東福岡自動車学校

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写した

もの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
特定第一種	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月2日（木曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月2日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円

5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考

- 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。
- 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。
- 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています